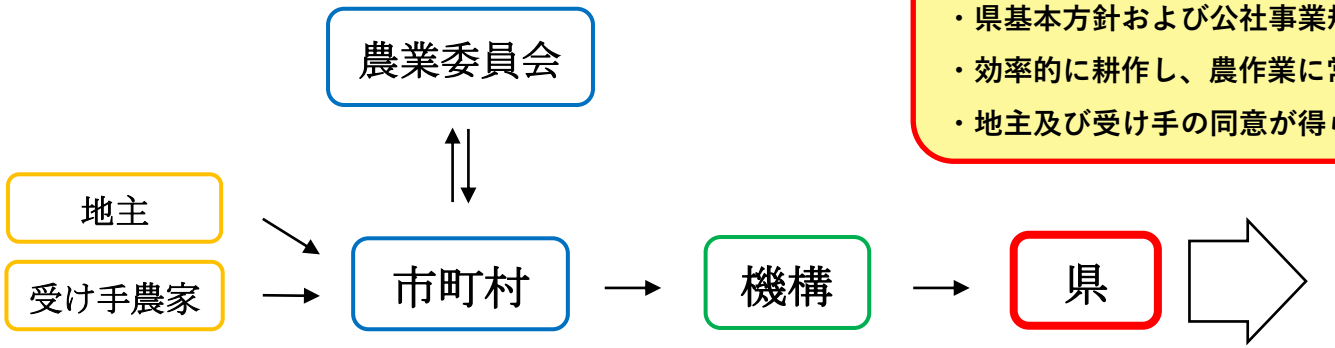
農用地利用集積等促進計画の概要

ポイント

○ 機構は、地域計画の達成に資するよう、「市町村による計画案の提出」（又は「農業委員会からの要請」）を受けて、促進計画を活用した農地貸借を実施します。

○ 認可要件(機構法第18条第5項)に適していれば、県知事による認可・公告をもって権利が設定されます。

【事務フロー図】



【認可要件概要 (機構法第18条第5項)】

- 県基本方針および公社事業規程に適すること。
- 効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められること。
- 地主及び受け手の同意が得られていること。

貸借申出

①（地域計画へ位置づけ）貸借申出

②地主・受け手と条件調整

促進計画案提出

③促進計画案の作成

④（農業委員会定例会で審議）農業委員会への意見聴取

認可申請

⑤促進計画の策定（利害関係人の意見聴取）

⑥（権利設定完了）促進計画の認可・公告

○県の認可は月1回、月末に固定し、公社→県の認可申請は毎月10日〆切とします。

○一括方式(地主→機構→受け手)による権利設定を原則とし、一時的に中間保有する場合は、借入(地主→機構)及び貸付(機構→受け手)により権利を設定する。

○公告は、県HPに掲載し広く周知します。